

制限付き一般競争入札の実施について

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年5月14日

射水市長 夏野元志

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 入札番号 第332号
- (2) 工事件名 射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（機械設備）工事
- (3) 施工場所 射水市 二口 地内
- (4) 完成期限 平成31年3月29日まで
- (5) 工 種 管工事
- (6) 工事概要 長寿命化改良工事の機械設備工事一式
- (7) 予定価格 入札予定一覧表のとおり

2 入札参加資格

次に掲げるすべての条件を満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の条件をすべて満たしていること。

施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

射水市における建設工事競争入札参加資格を有する者であること。

富山県又は射水市からの指名停止期間中の者でないこと。（申請書類提出期限の日から入札日の間に指名停止期間のない者）

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の条件をすべて満たしていること。

構成員は2者であること。

共同企業体の代表構成員の出資比率は構成員中最大であるものとし、各構成員の出資比率が、それぞれ30%以上であること。

各構成員は、当該工事について当該共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。共同施工方式であること。

専任の監理技術者又は主任技術者を配置することができること。

代表構成員は、次の条件をすべて満たしていること。

ア 射水市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有する者であること。

イ 射水市建設工事競争入札参加資格者名簿の管工事においてA級に登載されている者であること。

代表構成員以外の構成員は、次の条件をすべて満たしていること。

ア 射水市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可に係る主たる営業所を有する者であること。

イ 射水市建設工事競争入札参加資格者名簿の管工事においてA級又はB級に登載されている者であること。

(3) 共同企業体の名称

「 建設・ 工業射水市立大門中学校長寿命化改良第 期（機械設備）工事共同企業体」

注）株式会社、有限会社の表記はしないこと。

3 入札参加資格審査申請書類の提出

(1) 書類は、1部提出するものとする。

(2) 受付期間等

期 間 平成30年5月14日(月)から平成30年5月21日(月)までとする。

場 所 富山県射水市新開発410番地1

射水市財務管理部管財契約課（庁舎4階）

その他 申請書類は持参するものとし、郵送又は伝送によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格審査申請書類の内容

申請書（様式第1号）

配置予定の技術者調書（様式第2号）

配置予定技術者の有する資格、工事の経験等

使用印鑑届（様式第3号）

特定建設工事共同企業体協定書の写し

(4) 申請書類の取扱い

申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

提出された申請書等は、入札参加資格審査以外には使用しない。

提出された申請書等は返却しない。

提出された申請書等は公表しない。

4 入札参加資格審査結果

(1) 入札参加資格審査の結果は、平成30年5月25日(金)に入札参加資格審査結果通知書で通知する。

(2) 入札参加資格否認の理由の説明

入札参加資格がないと認められた共同企業体は、その理由について説明を求めることができる。

理由の説明を求める場合は、平成30年5月29日(火)までに射水市財務管理部管財契約課へ書面を持参して行わなければならない。

理由の説明は平成30年5月30日(水)までに書面により行う。

5 設計図書の配布等

(1) 配布等申請期間

平成30年5月14日(月)から平成30年5月21日(月)まで

(2) 配布方法

設計図書配布等申請書（様式第4号）提出時に市ホームページ設計書閲覧用パスワードを

配布する。

(3) 申請及び配布場所

射水市財務管理部管財契約課

(4) 設計図書配布等申請書を提出しない共同企業体は入札に参加することができない。

(5) 設計図書に対する質問書の提出

質問書提出期間

平成30年5月14日(月)から平成30年5月30日(水)まで

提出場所

射水市財務管理部管財契約課へ書面又は電子メールにて行う。

(6) 質問への回答期限

平成30年5月31日(木)

6 入札日時及び場所

(1) 入札日時

平成30年6月7日(木) 午前9時50分

(2) 入札場所

射水市役所布目分庁舎3階302会議室

7 入札の無効

射水市契約規則第5条及び射水市建設工事等入札心得第5条に該当する入札は、無効とする。

8 入札保証金 免除

9 契約保証金 本契約締結時に納付すること。

10 積算内訳書 入札書と同封して提出すること。

11 低入札調査基準価格

設定有り

(1) 基準価格を下回る入札が行われた場合、落札者の決定を保留し、後日、入札参加者に結果を通知する。

(2) 基準価格を下回る価格で落札した場合、契約保証金の額を契約金額の100分の30以上とする。

(3) 基準価格を下回る価格で落札した共同企業体のすべての構成員は、当該工事の完了検査結果通知日以降でなければ、市が発注する同種の工事入札に参加することはできない。ただし、工事入札に参加することができない期間は、当該工事を落札した日から12箇月を限度とする。

(4) 上記のほか射水市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領の規定は、共同企業体のすべての構成員について適用する。

12 失格基準価格 設定有り

13 工事代金の支払の条件

- (1) 前金払 (中間前金払) 有り
- (2) 部分払 有り

14 問合せ先

富山県射水市新開発 4 1 0 番地 1

射水市財務管理部管財契約課 (庁舎 4 階)

TEL : 0 7 6 6 - 5 1 - 6 6 1 7

FAX : 0 7 6 6 - 5 1 - 6 6 5 0